

一般社団法人 長崎県社会福祉士会
役員等選出細則

細則第1号

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人長崎県社会福祉士会（以下「本会」という。）役員選出規則（以下「規則」という。）第10条第2項に基づき、役員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

(改選年)

第2条 役員改選は、西暦奇数年ごとに、その年の3月の通常総会において行う。

2 理事会は、前項の改選実施について、その9か月前から会員へ広報しなければならない。

(選挙管理委員の公募)

第3条 理事会は、規則第7条に規定する選挙管理委員会を設置するため、前条第1項に規定する改選年前年9月末日までに、選挙管理委員の公募を開始しなければならない。

2 公募期間は、改選年前年の10月末日までとする。

(選挙管理委員の応募方法)

第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送またはFAX、Eメールにて提出しなければならない。

2 前項のうち、Eメールを利用する場合は、所定の応募用紙を添付しなければならない。

3 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。

(選挙管理委員会の編成)

第5条 選挙管理委員会は、規則第8条第1項及び第7条第2項の規定により、応募者の中から抽選で5人を選出し、会長が委嘱する。

2 抽選は、無作為な方法を用いて事務局が実施する。

3 事務局は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。

4 応募者が5人に満たないときは、その不足する人数を理事の推薦により決定するものとする。

5 選挙管理委員のうちから選挙管理委員長1人を選出する。

(選挙管理委員の名簿公表)

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿が確定次第、遅くとも改選年前年の11月末日までに、会報等により会員に公表しなければならない。

(理事選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、改選年前年の12月末日までに、規則第7条第3項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事の区分と定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日

- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

(理事定数の細区分)

第9条 規則第3条に規定する理事区分を基礎として、立候補者の居住地、業種に基づき次のとおり定数を細区分する。

(1) 地域割 (9人以内)

ア 県南 (長崎市、西海市、西彼杵郡)	理事 2人
イ 県央 (諫早市、大村市、東彼杵郡)	理事 1人
ウ 島原半島 (島原市、雲仙市、南島原市)	理事 1人
エ 県北 (佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡)	理事 2人
オ 五島 (五島市、南松浦郡)	理事 1人
カ 壱岐 (壱岐市)	理事 1人
キ 対馬 (対馬市)	理事 1人

(2) 業種割 (3人以内)

- ア 高齢者福祉・地域包括支援センター分野
- イ 障害者福祉分野
- ウ 児童福祉分野
- エ 地域福祉分野
- オ 医療分野
- カ その他

- 2 業種割選出の理事は、地域割選出の理事に業種割のアからオの区分の不足が生じた場合に選出するものとする。
- 3 選挙管理委員会は、前2項の区分条件を明示し、理事の立候補者を公募するものとする。

(理事立候補者の資格要件)

第10条 理事の立候補に係る資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 理事の任期開始日の前年4月1日において本会の正会員として在籍していること。
- (2) 長崎県内に在住していること。
- (3) 本会の年会費が未納でないこと。
- (4) 選挙管理委員及び他の理事立候補者の推薦者でないこと。

(推薦者の要件)

第11条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 理事の任期開始日の前年4月1日において本会の正会員として在籍していること。
- (2) 長崎県内に在住していること。
- (3) 本会の年会費が未納でないこと。
- (4) 選挙管理委員、理事立候補者及び他の理事立候補者の推薦者でないこと。

(立候補受付期間)

第12条 選挙管理委員会は、規則第7条第4項の規定に基づき、20日以上30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定め、改選年の1月末日までにこれを完了させなければならない。

(立候補届出様式)

第13条 理事に立候補する者は、本会が示す所定の様式で届け出なければならない。

2 立候補者の自署・捺印のないものは、無効とする。

(推薦書様式)

第14条 理事立候補を推薦する者は、本会が示す所定の様式で届け出なければならない。

2 立候補者の自署・捺印のないものは、無効とする。

3 立候補者確認印のないものは、無効とする。

(応募手順)

第15条 立候補者は、第13条の立候補届を提出するときは、3人の正会員の中から第14条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。提出期限は、郵便の消印日を有効とみなす。

(立候補者の名簿等情報の公表)

第16条 選挙管理委員会は、規則第9条の規定に基づき、立候補者の名簿等の情報を次のとおり会報等により会員に公表する。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 会員番号
- (5) 勤務先名称
- (6) 現住所名 (市又は町名のみ)
- (7) 地域割及び業種割区分
- (8) 主な活動歴 (社会福祉士会での活動歴及び勤務先での職務経歴)
- (9) 立候補の理由・抱負
- (10) 推薦者名

(立候補者定数未達の措置)

第17条 立候補者が定数に満たない場合、選挙管理委員会は、不足する理事数を対象に一定期間を定めて1回に限り立候補の再受付を行う。

2 前項の手続き方法は、当初立候補受付に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第18条 規則第10条の規定に基づき、総会において出席者が行う投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 投票は、無記名投票とする。
- (2) 地域割定数を超えない地域については、無投票選出とする。地域割定数を超えた地域については、総会出席者により立候補者の氏名が列記された用紙に地域割ごとに地域割定数と同数の○印を付して投票を実施し、選出する。
- (3) 地域割選任の理事に第9条第2号のアからオの業種別分野の理事がない場合には、地域割候補者のうち落選者の中から得票率の高い方から順に1人を超えない範囲で業種割理事の補充選任を実施する。この場合、同一分野で複数の候補者がいる場合には、得票率の高い方とする。同率の場合は、くじで決定する。

2 前項の総会に出席できない者のうち期日前投票を希望する者については、下記の要領で、期日前投票を実施することができるものとする。

- (1) 期日前投票を希望する者は、定められた期間に、あらかじめ選挙管理委員会が指定した様式により投票に必要な用紙等の送付の請求をFAXで実施するものとする。

- (2) 選挙管理委員会は、期日前投票に関する書類の請求を受け付けた場合、直ちに期日前投票に必要な書類を郵送にて送付するものとする。
- (3) 期日前投票を行使する者は、所定の投票用紙に前項第2号後段の方法により投票権の行使を行い、所定の期日前投票用封筒に入れ、糊付けを行い、社会福祉士会会員証の写しを添えて、選挙管理委員会が規定する期日（当日消印有効）までに郵送にて送付しなければならない。
- 3 監事は、理事会で監事候補者を選任し、総会に議案を提出し、信任を得る。
- 4 選挙管理委員会は、当選者の確定を実施した時点で解散する。

(理事の変更登記)

第19条 定款第26条の規定により、理事が選任された後は、総会開催日の2週間以内に理事の変更登記手続きを行うために関係書類を添えて、長崎地方法務局に提出しなければならない。

(役員の名簿公表)

第20条 役員が選任されたときは、会報等により会員に報告するとともに、一般社団法人長崎県社会福祉士会情報公開規程第3条に基づき、すみやかに本会ホームページに下記の事項を記した役員名簿を掲載するものとする。

- (1) 氏名
 - (2) 性別
 - (3) 勤務先名称
 - (4) 現住所名（市又は町名のみ）
 - (5) 役職名
- 2 前項各号の内容について役員に異動があったときは、すみやかに最新の名簿情報を公表するものとする。

(改廃)

第21条 この細則を改廃するとき
は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規則は、平成22年9月4日から施行する。ただし、第2条第2項について、平成22年においては、9か月前を6か月前と読み替えるものとする。

2. 平成24年3月25日改正
3. 平成26年3月23日改正